

令和3年度「下請取引適正化推進月間」の実施について (実施方針)

中 小 企 業 庁

中小企業庁及び公正取引委員会は、下請取引の適正化について、従来、下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」という。）の迅速かつ効果的な運用，違反行為の未然防止，下請中小企業振興法に基づく振興基準の遵守の指導等を通じ，その推進を図ってきている。

特に，毎年11月を「下請取引適正化推進月間」とし，この期間に下請法の普及・啓発事業を集中的に行うこととしており，本年度の下請取引適正化推進月間においては下記の内容を実施する。

記

1 下請取引適正化推進講習会等の実施

全国の下請取引を行う事業者を対象に，下請法及び下請中小企業振興法の趣旨・内容を周知徹底するために下請取引適正化推進講習会等を開催する。

（中小企業庁は適正取引支援サイト（<https://tekitorisupport.go.jp/>）を通じ，オンラインにより講習会を実施する。）。

2 各種媒体による広報

経済産業省（中小企業庁）及び公正取引委員会からのニュースリリースやHPでの公表内容をソースとした新聞，雑誌，インターネット及び機関誌（都道府県、業界団体等）等での記事掲載を通じ，全国的に下請取引の適正化に関する普及・啓発を行う。

(問い合わせ先)

中小企業庁事業環境部取引課

電話 03(3501)1732 (直通)